

ハラスメントを許しません！！（例）

～社会福祉法人和進奉仕会におけるハラスメント防止にむけた取り組みについて～

令和4年4月1日

★法人で働く職員の皆様へ

パワハラ、セクハラ、マタハラなどのハラスメント行為は、人格や尊厳を傷つけ、職場の環境を悪化させる行為であって、決して許されるものではありません。

当法人は、すべての職員が互いに尊重し合える安全で快適な職場環境を実現すべく、「ハラスメントをしない、させない、許さず見過ごさない。」ための取り組みを実施し、ハラスメント行為を行った者に対しては、「就業規則」及び「職場におけるハラスメント防止に関する規定」により厳正に対処します。

今後、アンケートの実施による実態把握、研修による意識向上、相談窓口の有効活用など、ハラスメント防止に向けた取り組みを進めて参りますので、積極的にハラスメントに関する知識を学び、ハラスメントが発生しない働きやすい職場作りを心掛け、一緒にハラスメントのない職場にしましょう。

*当法人では、ハラスメントに関する相談窓口を設置しております。ハラスメントの報告や相談があったとしても、プライバシーには慎重に配慮し、不利益な取り扱いをすることは決してありませんので、一人で悩まず相談窓口へ相談して下さい。

社会福祉法人和進奉仕会
理事長 吉田寛一郎